



# 消防団の組織概要

令和3年4月1日現在

都道府県名	鳥取県	所在地	〒684-8501		
市町村名	境港市		鳥取県境港市上道町3000番地		
消防団事務所管	境港市自治防災課	電話番号(直通)	0859-47-1023	FAX	0859-46-0299
消防団名	境港市消防団	メールアドレス	<a href="mailto:jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp">jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp</a>		

組織	分団数	7	分団	ホームページURL	
	うち機能別分団数	0	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	0	隊		
	部数	0	部	【組織概要図】	
	班数	0	班		
団員数	条例定数	116	人	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-right: 10px; text-align: center;"> <h2 style="margin: 0;">団本部</h2> </div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第1分団 (境、上道地区)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第2分団 (余子地区)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第3分団 (中浜地区)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第4分団 (渡地区)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第5分団 (外江地区)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">第6分団 (誠道地区)</div> </div> </div>	
	実員数	86	人		
	男性団員数	78	人		
	女性団員数	8	人		
	基本団員数	86	人		
	大規模災害団員数	0	人		
	その他の機能別団員数	0	人		
	職業構成別団員数	国家公務員	0		人
地方公務員		11	人		
都道府県職員		4	人		
市区町村等職員		7	人		
特殊法人等公務員に準ずる職員		4	人		
農協職員		4	人		
日本郵政グループ		1	人		
その他		70	人		
ポンプ	普通消防ポンプ自動車	6	台		
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台		
	小型動力ポンプ付積載車	0	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	0	台		
	手引き動力ポンプ	0	台		
消防団活動事例・PR等	火災等の災害出動、災害対応知識・能力の習得のための各種訓練実施のほか、下記の活動を行っている。				
	・消防ポンプ操法訓練(5月～6月)				
	・境港市消防ポンプ操法大会(6月)				
	・鳥取県消防ポンプ操法大会(7月)				
	・みなと祭特別警戒(7月)				
	・盆警戒(8月)				
	・秋季火災予防運動(11月)				
	・年末警戒(12月)				
	・境港市消防出初式(2月)				
	・春季火災予防運動(3月)				
報酬	報酬額(階級: 団員)	年額	36,500	円	
	(参考) 交付税単価(階級: 団員)	年額	36,500	円	
出動手当	火災	3,300	円		
	風水害等の災害	3,300	円		
	(参考) 交付税単価	7,000	円/回		

※1: 「消防団の組織概要等の調査」による

※2: 出動手当について、出動1回あたりの手当の額を定めている場合はその額を記載している。

もっとも、手当の額は、出動区分(火災、風水害、警戒、訓練等)や支給単位(出動1回あたり、○時間あたりなど)が市町村等によって異なることから、年額で○円や一定時間以上で○円等の定め方をしている場合は「☆」、火災出動に関する手当の額について定めがない場合は「-」と記載。

※3: 詳しくは、各市町村等のホームページ等を参照。